

○阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例施行規程

平成24年 9月27日水道事業管理規程第4号

改正

平成25年 8月28日水道事業管理規程第2号

平成25年12月25日水道事業管理規程第3号

令和4年 4月 1日上下水道事業管理規程第10号

阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例（平成24年阿見町条例第24号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象工事)

第2条 条例第3条第1項の一般家庭における専用給水装置の新設に係る工事とは、その用途が家事用（阿見町水道事業給水条例（昭和39年阿見町条例第27号）第25条の表に規定する家事用の用途をいう。）の専用給水装置を新たに設置する工事（故障等の理由により既存の装置を更新する工事その他の新設とならないものを除く。）であって、当該工事の竣工検査の完了後1箇月以内に給水を開始するものをいう。

(貸付対象者)

第3条 条例第4条第1項第1号の新設する専用給水装置に係る水道料金を納付する者とは、当該専用給水装置の所有者又は使用者のうち、実際に水道料金を納付する者という。

(連帯保証人)

第4条 条例第4条第2号の連帯保証人とは、阿見町内に居住して独立の生計を営み、かつ、同条第3号に掲げる要件を満たすものとする。

(貸付けの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿見町給水装置工事資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、貸付金額は、条例第5条の表に掲げる金額のうちから工事費用の額以下のものを申請者が選択するものとする。

- (1) 給水装置工事内訳見積書
- (2) 給水装置工事設計書
- (3) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 申請者及び連帯保証人の所得証明及び町税納税証明
- (5) 申請者及び連帯保証人の住民票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定して、申請者に対して阿見町給水装置工事資金貸付可否決定通知書（様式第2号）により

通知するものとする。

(貸付申請の内容の変更)

第7条 申請者は、第5条の申請に係る給水装置工事（以下「対象工事」という。）の内容又は貸付資金の金額を変更しようとするときは、阿見町給水装置工事資金貸付申請内容変更申請書（様式第3号）により、速やかに町長に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第5条各号に掲げる書類については、前項の申請に係るものを提出すれば足りる。

(工事の施工)

第8条 第6条の規定による通知により、貸付けを認める決定を受けた申請者は、速やかに当該申請に係る給水装置工事を指定工事店（阿見町指定給水装置工事業業者規則（平成10年阿見町規則第8号）第2条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）に施工させなければならない。

(工事完了届及び竣工検査)

第9条 申請者は、対象工事の完了後、速やかに阿見町給水装置工事資金貸付けに係る工事完了届（様式第4号）に当該対象工事の工事費に係る請求書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の給水装置工事完了届の提出があったときは、その内容を審査し、提出された日から14日以内に、当該対象工事を施工した指定工事店の立会いの下で、竣工検査を行うものとする。

(貸付金額の決定)

第10条 町長は、前条第2項の竣工検査に合格したと認めるときは、貸し付ける資金の額を確定し、申請者に対して阿見町給水装置工事資金貸付金額確定通知書（様式第5号）により通知し、速やかに資金を貸し付けるものとする。

(借受証の提出)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、速やかに阿見町給水装置工事資金貸付金借受証（様式第6号。次条において「借受証」という。）を町長に提出しなければならない。

(資金の償還)

第12条 資金の償還は、水道料金の納入の例による。

2 申請者は、条例第6条第2項の規定により資金の全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、町長が別に定める日までに、阿見町給水装置工事資金繰上償還届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

(届出事項の変更)

第13条 申請者又は連帯保証人は、住所、氏名その他の届出事項に変更が生じたときは、速やかに阿見町給水装置工事資金貸付申請届出事項変更届出書（様式第8号）に当該届出事項の変更を証明する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、新たな連帯保証人を立てるとともに、阿見町給水装置工事資金貸付連帯保証人変更承認申請書（様式第9号）に第5条第3号、第4号及び第5号に掲げる書類（申請者に係るものを除く。）を添付して町長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 破産者、成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、償還能力を有しなくなったと認めるとき。

（返還の要件）

第14条 条例第7条第1項の水道事業管理規程で定める要件とは、次に掲げるものとする。

- (1) 資金を対象工事の工事費以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段によって貸付けの決定を受けたとき。
- (3) 条例又はこの規程に違反したとき。
- (4) 対象工事に係る建物が取り壊され、又は火災その他の災害により滅失し、当該建物の給水装置が撤去されたとき。
- (5) 対象工事に係る建物を他人に譲渡し、又は使用しなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が返還するべきであると認めたとき。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から実施する。

附 則（平成25年8月28日水管規程第2号）

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日水管規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日上下水管規程第10号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。